

地方独立行政法人青森県産業技術センターの

第1期中期目標期間終了時における組織・業務全般の検討について

青森県

目 次

はじめに	1
第 1 業務を継続させる必要性及び組織の在り方の検討	1
1 業務を継続させる必要性の検討	1
2 組織の在り方の検討	2
第 2 第 1 期中期目標期間における業務全般にわたる検討	4
1 業務執行の検討	4
(1) 本県産業の未来を支える試験・研究開発の推進	4
(2) 新しい産業活動及び優れた製品等の開発・事業化への支援	5
(3) 試験・研究開発の成果の移転・普及	6
2 業務運営の検討	7
(1) 業務運営の改善及び効率化	7
(2) 財務内容の改善	8
(3) その他業務への適切な対応	9
(4) 平成21年度～平成23年度の業務実績評価	9
第 3 第 1 期中期目標期間の総括と所要の措置	10

はじめに

地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「産技センター」という。）の第1期中期目標期間（平成21年4月1日から平成26年3月31日）の終了に当たり、設立団体である青森県が、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第31条に基づき、産技センターの業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討を行った。

地方独立行政法人法(抜粋)
(中期目標の期間の終了時の検討)
第三十一条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

第1 業務を継続させる必要性及び組織の在り方の検討

1 業務を継続させる必要性の検討

産技センターは、平成21年4月1日に、青森県の組織であった「青森県工業総合研究センター」、「青森県農林総合研究センター」、「青森県水産総合研究センター」、「青森県ふるさと食品総合研究センター」の組織・業務を引き継ぐ「移行型一般地方独立行政法人」として設立された。

産技センターの設立目的は、定款において「工業、農林畜産業、水産業及び食品加工（以下、「産業」と総称する。）に関する試験研究及び調査並びにそれらの成果の普及を行うとともに、産業に関する技術支援を行うことにより、地域産業の活性化を図り、もって青森県における産業の振興及び経済の発展に寄与すること」と定められている。また、業務の内容は、業務方法書において以下のとおりとなっている。

- ・ 産業に関する試験研究及び調査
- ・ 産業に関する試験研究及び調査の受託、企業等と共同した試験研究及び調査
- ・ 試験研究及び調査の成果の普及
- ・ 産業に関する技術相談、技術指導
- ・ 産業に関する技術の移転、その他の方法による産業に関する技術支援
- ・ 企業等の依頼に応じた試験、分析等及び機械の貸付け
- ・ 産業に関する試験研究及び調査の成果に係る知的財産の保全及び活用

これらの業務は、それぞれが独立したものではなく、試験研究及び調査によって得られた新技術、指導情報が、技術相談・指導、研修会、研究発表会、技術展示等により生産現場等に移転・普及されていくことにより、実効性を発揮するものであることから、個々の業務を分離せず、技術分野で分けた複数の研究所毎にその分野に応じた業務を総合的に担っている。

近年、人口減少社会の到来や経済のグローバル化が益々進展する中において、本県の産業振興に対する県民ニーズや期待はより多様化・高度化してきている。また、今後も、温暖化等による環境変動の進行が懸念されており、これに対する技術対策への要求も高まっている。

本県では、こうした社会経済情勢を踏まえて、今後の産業振興方針として「攻めの農林水産業推進基本方針」、「あおり農工ベストミックス新産業創出構想」、「青森ライフイノベーション戦略」、「青森県低炭素型ものづくり産業振興指針」等を掲げ、国際競争力の強化も視野にいたした農林水産業の成長産業化、食品製造業等と連携した6次産業化、工業技術やグリーンエネルギー、バイオマス資源利用技術の導入等による新たな農業生産システムの確立、医療・健康・福祉分野や省エネルギー関連の新たな技術開発によるものづくり産業の振興など、様々な施策を展開しており、これらを着実に推進するためには、試験・研究開発及び調査、成果の移転・普及などによる技術的な下支えが不可欠である。

「業務を継続させる必要性」の検討結果
産技センターは、本県の産業振興を目的とした県内唯一の公的試験研究機関として技術的な下支えを担う重要な存在であり、継続させる必要がある。

2 組織の在り方の検討

青森県には、歴史的経緯や地理的条件から、各地域に特色ある産業が形成されている。特徴的なものとしては、弘前地域の漆器などの伝統工芸産業、八戸地域の鉄鋼、非鉄金属、製紙、化学などの基礎素材型産業、水産物を中心とした食品加工業、津軽一円のりんごを中心とした果樹、県南地域を中心とした野菜・畑作、畜産業、陸奥湾のホタテ産業などが挙げられる。

このため、広大な本県において、生産現場に密着した試験研究及び調査、きめ細かな支援を実施していく産技センターの研究所は、弘前市には醸造、伝統工芸、デザイン等を担当する弘前地域研究所、八戸市には金属、機械、エレクトロニクス等を担当する八戸地域研究所と水産加工等を担当する食品総合研究所、黒石市にはりんごを中心とした果樹を担当するりんご研究所、六戸町には野菜を担当する野菜研究所、平内町には増養殖等を担当する水産総合研究所などといった、地域性に対応した配置となっている。また、適地に配置された13研究所とこれを効率的に統率する本部による組織体制が現状において最も効果的である。

産技センター各研究所の業務内容

工業総合研究所（青森市）

ものづくり技術、環境技術、新エネルギー技術などの試験研究開発、調査、技術支援

弘前地域研究所（弘前市）

県産資源を活用した食品や美容製品、バイオテクノロジー技術、伝統工芸、工業デザインなどの試験研究開発、調査、技術支援

八戸地域研究所（八戸市）

金属材料、機械加工、製造工程改善、エレクトロニクス部材などの試験研究開発、調査、技術支援

農林総合研究所（黒石市、十和田市）

水稲、畑作物、花き、施設園芸野菜の生産技術などの試験研究開発、調査、技術支援

野菜研究所（六戸町）

野菜、畑作物の生産技術などの試験研究開発、調査、技術支援

りんご研究所（黒石市、五戸町）

果樹の生産技術などの試験研究開発、調査、技術支援

畜産研究所（野辺地町、つがる市）

家畜の増殖、飼養管理技術及び飼料作物の生産技術などの試験研究開発、調査、技術支援

林業研究所（平内町、青森市）

森林・林業の施業方法、木材加工、特用林産物の生産技術などの試験研究開発、調査、技術支援

水産総合研究所（平内町）

県内の沿岸・沖合における漁業、養殖業の試験研究開発、調査、技術支援

内水面研究所（十和田市）

淡水域における水性物の増養殖などの試験研究開発、調査、技術支援

食品総合研究所（八戸市）

水産物の加工技術などの試験研究開発、調査、技術支援

下北ブランド研究所（むつ市）

水産物、農産物の加工技術などの試験研究開発、調査、技術支援

農産物加工研究所（六戸町）

農産物の加工技術などの試験研究開発、調査、技術支援

「組織の在り方」の検討結果

生産現場に密着した試験研究及び調査、きめ細かな支援の実施が可能な産技センターの組織体制は、継続させる必要がある。

第2 第1期中期目標期間における業務全般にわたる検討

詳細は、別添「地方独立行政法人青森県産業技術センターの業務全般にわたる検討（平成21～24年度）」のとおりであるが、その概要は以下のとおりである。

1 業務執行の検討

(1) 本県産業の未来を支える試験・研究開発の推進

新産業技術の開発や新製品等の創出に向けた試験・研究開発

工業製品の洗浄乾燥自動装置、ドライ切削加工技術、水稻の乾田直播栽培、りんご「ふじ」のつる割れ対策、陸奥湾のイカナゴの資源管理の必要性、マグロのヤケ肉を防止するための魚体処理法、水産資源の栄養成分の季節変化や鮮度保持技術、未利用・低利用資源を利用した加工技術・加工品の開発など182課題が計画どおり実施された。

農工一体となった試験・研究開発

ニンニクの機能性成分の増加手法、プロテオグリカンを活用した67種類の商品の開発・実用化など、39課題が計画どおり実施された。

なお、バイオ燃料生産の事業化、農作物残さの飼料化に向けた乾燥装置の実用化や太陽光利用型植物工場の普及に向けた技術開発は、第2期も継続が必要である。

独創的・先駆的基盤研究

難分解性プラスチックやチタンを主成分とする試料に含まれる環境負荷物質の分析技術、生理食塩水を溶媒とした卵胞刺激ホルモン(FSH)皮下1回投与方法、経膣採卵・体外受精技術による高齢牛からの後継牛生産技術の開発など、16課題が計画どおり実施された。

地球環境の保全に配慮した持続可能な産業活動を念頭に置いた試験・研究開発

環境負荷物質の除去等に有効なシクロデキストリンポリマーの強度向上と低コスト化、モモシンクイガの防除技術、台湾の農薬残留基準に対応したりんごの防除体系、漁海況観測、小川原湖及び十三湖の漁場環境調査などによる環境変化のモニタリング、ホタテガイ外套膜やイカ端切れ肉などの未・低利用資源の有効利用、マツ材線虫病のハザードマップの作成や赤外線カラー写真の活用による被害木の早期発見・防除など、77課題が計画どおり実施された。

地球温暖化に対応した生産技術等の開発

津軽中央地域の「胴割米」の発生要因と軽減対策、陸奥湾のホタテガイ稚貝及び1年貝のへい死メカニズムの解明など、26課題が計画どおり実施された。

優良種苗・種畜の開発及び適正管理

60課題を計画どおり実施し、水稻「ほっかりん」、オウトウ「ジュノハート」など13品種が育成されたほか、黒毛和種「優福栄」、「光茂」の2頭が基幹種雄牛に指定された。

なお、水稻の次期エースとして期待の大きい「特A」の評価が得られる極良食味品種、りんごの長期貯蔵できる良食味・晩生品種の開発は、第2期も継続が必要である。

検討結果

試験・研究開発の推進に掲げた6項目全ての課題が計画どおり実施されており、県民のニーズに的確に対応した試験・研究開発を継続させる必要がある。

(2) 新しい産業活動及び優れた製品等の開発・事業化への支援

製品化・事業化への支援

製品化・実用化件数

公益財団法人21あおもり産業総合支援センター等関係機関とも連携を図りながら、平成21～24年度までの4年間の製品化・実用化数は232件で、目標に対して363%の達成率であった。

年次	H21	H22	H23	H24	合計
実績(件)	18	25	107	82	232
目標(件)	16	16	16	16	64
達成率(%)	113	156	669	513	363

検討結果

プロテオグリカン関連の商品など、新たな付加価値の創造につながり、農林水産資源や独自技術を活用した産業活動のさらなる活性化が期待されていることから、製品化・事業化への支援は、継続させる必要がある。

共同研究・受託研究

4大学1研究所との連携協定締結など、連携・協力関係の構築を適切に進めたほか、役員特別枠研究で年度途中からでも研究を実施できる制度の創設やプロジェクトチームの設置など、緊急的な課題に適切に対応できる体制を整え、共同研究延べ102課題、受託研究延べ150課題が着実に実施された。

検討結果

共同研究・受託研究により、新たなノウハウ、技術を取り入れた高度な研究や企業等現場からの研究ニーズへの対応などの成果が見られることから、継続させる必要がある。

依頼試験・分析・調査

依頼試験・分析・調査件数

手続の簡素化とPR強化等により、依頼試験・分析・調査の件数は12,748件で、目標に対して121%の達成率であった。

年次	H21	H22	H23	H24	合計
実績(件)	2,852	2,613	4,164	3,119	12,748
目標(件)	2,640	2,640	2,640	2,640	10,560
達成率(%)	108	99	158	118	121

検討結果

依頼試験・分析・調査は、生産事業者等現場からのニーズに応えるため必要とされており、継続させる必要がある。

技術相談・指導

技術相談・指導件数

6次産業化サポートセンターの開設等により、技術相談・指導体制を強化し、技術相談・指導件数は23,105件で、目標に対して231%の達成率となった。

年次	H21	H22	H23	H24	合計
実績(件)	4,815	5,931	5,972	6,387	23,105
目標(件)	2,500	2,500	2,500	2,500	10,000
達成率(%)	193	237	239	255	231

検討結果

技術相談・指導は、生産事業者の動向を把握する上での重要な手段であり、これまでの活動実績を踏まえ、関係機関・団体と連携を図りながら、継続させる必要がある。

設備・機器の利用

浸漬複合腐食試験機、比表面積細孔分布測定装置、りんご果実分析機器など、新たな設備・機器の導入を進め、料金後納などの利便性を高めたことにより、利用件数は3,377件で、目標に対して121%の達成率となった。

設備・機器利用件数

年次	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	合計
実績(件)	802	985	753	837	3,377
目標(件)	700	700	700	700	2,800
達成率(%)	115	141	108	120	121

検討結果

設備・機器の利用は、生産事業者等現場からのニーズが高く、企業等の生産活動の側面支援にもなっており、今後もサービスの提供が求められることから、継続させる必要がある。

関係団体・産業界との情報交換

生産事業者や関係機関等が開催する研究会や講演会に1,486回の講師派遣、産業技術センター主催の研修会等を319回開催するなどにより関係団体等との情報交換が実施された。

検討結果

講師派遣等による関係団体や産業界との情報交換は、生産現場の研究需要を把握し、産技センターの活動の活性化、業績向上にもつながることから、継続させる必要がある。

あおり農商工連携支援基金

平成24年度までに49件の事業計画を採択し、このうち25件が事業化につながるなど、着実に活用された。

検討結果

あおり農商工連携支援基金は、活用が増えつつあり、成果も出てきているため、継続させる必要がある。

(3) 試験・研究開発の成果の移転・普及

成果の移転・普及の促進

生産現場に活用できる新技術等を「普及する技術」などとして、332件の技術情報を提供し、目標に対して134%の達成率となった。

普及させる研究成果や情報等のとりまとめ数 (農林・水産・食品加工)

年次	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	合計
実績(件)	77	83	83	89	332
目標(件)	62	62	62	62	248
達成率(%)	124	134	134	144	134

検討結果

出口を見据えた試験・研究開発と成果の移転・普及の促進を、一体的に継続させる必要がある。

調査データの提供及び取組状況等の情報発信

各種情報のホームページ等による迅速な発信、教育機関からの要請に対する218回の講師派遣、センターフェアなどの研究成果等を紹介する行事の開催等により実施した。特に平成23年度には、青森市新町にPR館「アレッラ」を設置し、センターの成果が一般県民に対してもPRされた。

検討結果

調査結果、研究成果等の多様な手法による情報発信は、研究成果のみならず、産技センターの認知度向上や新たなニーズの掘り起こし等を図っていくためにも、継続させる必要がある。

知的財産の創造・保護・活用

知的財産権取得に対する職員の動機付けを行い、センターの開放特許、開発品種のPRなどを積極的に実施し、知的財産権の出願件数は80件で、目標に対して100%の達成率となった。

知的財産権出願件数

年次	H21	H22	H23	H24	合計
実績(件)	20	20	20	20	80
目標(件)	20	20	20	20	80
達成率(%)	100	100	100	100	100

検討結果

知的財産の創造・保護・活用に関する取組は、産業振興を図る上で有効なツールであり、活用に重点を置きながら継続させる必要がある。

「業務執行」の検討結果

第1期における業務執行については、中期目標に掲げた試験・研究開発、産業活動への支援、成果の移転・普及が計画どおりに実施されており、必要な試験・研究開発や支援を継続させる必要がある。

2 業務運営の検討

(1) 業務運営の改善及び効率化

業務運営

ア 役員等で構成する研究推進会議、外部有識者による研究諮問会議で試験・研究課題の評価を行う仕組みが構築された。

イ 平成30年度までの研究ロードマップ、中期計画行程表の整理により目標・実施プランが明確化された。

ウ 部門横断的な各種委員会、各種システムにより情報が共有化された。ペーパーレス化、消費量管理による省エネが実現された。

組織運営

本部企画経営室に産技センターの企画・調整機能が一元化された。また、理事会、所長会議、企画経営監会議が設置され、センター経営の調整が図られた。

職員の能力向上

- ア 大学院派遣制度により4名が博士号を取得した。
- イ 独自の人事評価制度が平成24年度から実施された。
- ウ 職員表彰の実施によりモチベーションの向上が図られた。

検討結果

研究ロードマップ、中期計画行程表の整理、試験・研究課題を評価するシステム及び企画調整機能の一元化などは、研究の目的、意義を明確にし、研究の質の向上にもつながっていることから、継続させる必要がある。

(2) 財務内容の改善

運営経費の執行の効率化

13の研究機関を統合したスケールメリットなどにより、管理経費、研究費の縮減を図り、渡しきりの交付金に対する毎年度1.5%の効率化係数に対応したほか、部門横断的研究を対象とした特別予算枠を新設するなど、運営の効率化、弾力化が図られた。

外部からの研究資金の導入

年度途中でも機動的に予算執行できるメリットを活かし、競争的研究資金、受託研究等の外部資金による研究が飛躍的に拡大され、獲得目標に対し、競争的資金で達成率246%の7億1,041万円、受託研究で達成率153%の4億1,840万円が獲得された。

剰余金の有効な活用

剰余金のうち経営努力により発生した目的積立金は、評価委員会からの意見聴取を経て、県の承認を受け、工業総合研究所や下北ブランド研究所などの分析機器整備等に有効活用された。

第1期中期目標期間における「目的積立金」の実績(単位:円)

項目	H22	H23	H24
あおり農商工連携支援基金に使用する目的積立金	7,934,944	19,313,378	11,554,956
経営努力により発生した目的積立金	1,006,805	15,210,762	19,696,406
合計	8,941,749	34,524,140	31,251,362

検討結果

研究機関の統合によるスケールメリットを発揮させるとともに、外部資金の積極的な導入や自己収入の確保のための経営努力を進めたことにより、研究用機器等の充実も図られたことから、地方独立行政法人のメリット活かした財務内容の改善は、継続させる必要がある。

(3) その他業務への適切な対応

緊急事態への迅速な対応

東日本大震災の津波被害、陸奥湾高水温によるホタテガイの大量へい死などに適切に対応された。

県が行う現地調査への協力

放射性物質のモニタリング調査、県が行う農作物の生育調査などに適切に対応された。

情報管理・公開

「情報セキュリティ規程」の作成・運用により、全端末のソフトウェア、IPアドレスの使用状況の管理が行われ、情報漏えい防止の徹底が図られた。

労働安全衛生管理

労働安全衛生委員会の設置、安全衛生管理計画の策定、自主検査の実施など、適切に実施され、職員の心身の健康維持が図られた。

検討結果

緊急事態への迅速な対応、県が行う現地調査への協力等は、公設の試験研究機関の本来業務として、産業振興を図る上で必要なので、継続させる必要がある。

「業務運営」の検討結果

第1期中期目標に掲げた業務運営・財務内容の改善等については、計画どおり実施されており、業務運営・財務内容の改善等を継続させる必要がある。

(4) 平成21年度～平成23年度の業務実績評価

青森県地方独立行政法人評価委員会による平成21年度～平成23年度の業務実績の評価は、総じて「中期計画の達成に向けて順調な進捗状況にある」と評価されている。

特に平成23年度の業務実績に対しては、「長期的な研究ロードマップを作成し、各産業分野の試験研究機関を統合したメリットを活かし、効率的・効果的な業務・組織運営体制による各部門及び産学官連携による試験・研究開発をさらに進めるとともに、地域産業・現場の多様なニーズに即した試験・研究開発や優れた製品等の開発・事業化への支援等に、一層積極的に取り組んでおり、総じて年度計画を着実に実行している。」、「中期目標の実現に向けては、平成21年4月の設立以来、積極的に業務・組織運営等の改善を図るとともに、外部からの研究資金の獲得や成果の普及、情報発信等に鋭意取り組むこと等により地域や事業者から多くの期待が寄せられ、生産事業者が取り組む製品等の開発による実用化・製品

化の件数は目標を大きく上回る進捗状況となっており、高く評価する。また、そのほか各項目についても順調な進捗状況である」、組織、業務運営等についても「特に改善勧告を要する事項はない」と評価されている。

評価項目	評価		
	H21	H22	H23
(1) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置(試験・研究開発の推進)	4	4	4
(2) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置(産業活動・製品開発等への支援)	4	4	4
(3) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置(成果の移転・普及)	4	4	4
(4) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	4	4	4
(5) 財務内容の改善に関する目標に係る必要な事項	5	4	4
(6) その他業務運営に関する重要目標に係る必要な事項	4	4	4

- 5: 中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。
4: 中期計画の達成に向けて順調な進捗状況にある。
3: 中期計画の達成に向けておおむね順調な進捗状況にある。
2: 中期計画の達成のためには進捗がやや遅れている。
1: 中期計画の達成のためには進捗が著しく遅れており、重大な改善事項がある。

第3 第1期中期目標期間の総括と所要の措置

これまでの検討の結果をまとめると、以下のとおりである。

- ・産技センターは、産業振興を目的とした本県唯一の公的試験研究機関として重要な存在であり、今後も継続することが必要。
- ・生産現場に密着した試験研究及び調査、きめ細かな支援の実施が可能な産技センターの組織体制は、今後も継続することが必要。
- ・中期目標で掲げた試験・研究開発、産業活動、製品開発・事業化の支援、成果の移転・普及は着実に実施されており、今後も業務の継続が必要。
- ・業務運営の改善・効率化、財務の改善等は、適切かつ健全に実施されており、今後も地方独立行政法人の形態での運営が必要。
- ・評価委員会からは「特に改善勧告を要する事項はない」と評価。

第1期中期目標期間の総括と所要の措置

- 1 以上の検討結果を踏まえ、産技センターの組織、業務内容、運営形態等については、総体として適切かつ妥当であり、法第31条第1項に規定する「所要の措置」を講ずる必要はないものと判断される。
- 2 第2期中期目標に基づき着実に業務運営を行うことにより、本県産業の振興と県政課題の解決に貢献することが期待される。